平成２９年（フ）第２２号
兵庫県美方郡香美町村岡区村岡323番地　西本町住宅13号
破産者　西村　吉夫
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第３８７号
奈良市富雄元町１丁目３番12―Ⅱ―102号
破産者　太田　裕也
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３８８号
奈良市富雄元町１丁目３番12―Ⅱ―102号
破産者　太田裕美佳
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４０号
奈良県葛城市林堂48番地15、前住所大阪府松原市上田７丁目18番７号
破産者　上田　敦子（旧姓明石）
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
奈良県葛城市木戸195番地７
破産者　**𠮷**口　和代
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋775番地55（旧住所鳥取県倉吉市福庭町１丁目488番地福庭荘６号室）
破産者　池本　尚樹
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津73番地９
破産者　森田　竜太
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第７号
鳥取県東伯郡北栄町江北434番地24
破産者　今井　辰仁
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第８号
鳥取県倉吉市清谷369、住民票上の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字橋津45番地
破産者　森谷　香江
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第１２号
鳥取県東伯郡三朝町大字三朝139番地　恋谷団地11号
破産者　清水　郁恵
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第１３号
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬922―７、住民票上の住所鳥取県東伯郡三朝町大字西小鹿812番地
破産者　吉田　真樹
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第１７号
岡山県久米郡久米南町下弓削1703番地　中須賀団地３号、前住所岡山県岡山市北区建部町大田1531番地　**𠮷**村方
破産者　別所　誠洋
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第６６号
福岡県大川市大字向島1595番地１光コーポ202号
破産者　西　　洋一
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1139番地１橋口アパート102号
破産者　松原　光子
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
長崎県長崎市上西山町17番５―202号
破産者　竹内　正樹
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
長崎県長崎市江の浦町６番７号
破産者　六倉　元明
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
熊本県人吉市鶴田町798番地　鶴田団地６―２―５
破産者　川端　由桂
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第７号
熊本県人吉市相良町1091番地７
破産者　八木　梨沙
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２８年（再イ）第６２３号
東京都渋谷区広尾５―21―５―401
再生債務者　大田　恵美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第７０７号
東京都八王子市椚田町456―６
再生債務者　新島　敦子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第４７号
群馬県伊勢崎市山王町1546―１　ドルフィン山王305、住民票上の住所群馬県前橋市上増田町1729番地３
再生債務者　関　　竜太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月26日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（再イ）第２２号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目893番地３
再生債務者　馬場　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月26日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（再イ）第３３号
群馬県佐波郡玉村町大字下之宮393番地２
再生債務者　八木　正巳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月26日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（再イ）第３９号
群馬県伊勢崎市連取町541番地１
再生債務者　飯島　弘起
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月26日
前橋地方裁判所民事部破産再生係